

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」に対する意見

経営法友会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」で示された、同ガイドライン改正案（以下「改正案」という）について、企業法務の実務の観点から、問題となる点や今後明確にされたい点を中心に、以下で具体的に述べる。

【該当箇所】

3-5-1-2 【個人データの滅失に該当する事例】（42 頁）

【意見】

事例 1) の「誤って廃棄した場合」について、日本法上、保存義務があるにもかかわらず個人データを廃棄した場合のみが「誤って廃棄」に該当する事例として主に想定されているという理解でよいか確認したい。

【理由】

個人データの滅失の例として「誤って廃棄した場合」が挙げられているが、「誤って」の意味が明確でないためである。

【該当箇所】

3-5-2 漏えい等事案が発覚した場合における講ずべき措置（43 頁～）

【意見】

「漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置」として必要な事項を(1)から(5)として記載しているが（44 頁～45 頁）、(1)から(5)のうち、同時並行的に対応可能なものから順次措置を講じていけばよいことを確認したい。

【理由】

列挙された(1)から(5)のうち、事案によっては措置を講ずるまで時間を要するものもあり、同時並行的に対応することが効率的なためである。

【該当箇所】

3-5-3-1 報告対象となる事態（45 頁～）

【意見】

「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」（個人情報保護法施行規則 6 条の 2 第 1 号）とは、必ずしも、漏えい等が発生した時点において最も高度な技術である必要はなく、「個人の権利利益を保護」する上でふさわしいと個人情報取扱事業者が合理的に考える措置を講じていれば、当該措置が「高度な暗号化その他の……必要な措置」に該当するとの理解でよいか確認したい。

【理由】

セキュリティ技術およびプライバシー保護技術の分野では、新たな技術が生まれており、かつ、技術の種類は多岐にわたっている。そうした中、最先端の技術（導入実績が乏しいことが多い）を導入するか、それともシステム稼働の安定性を重視していわゆる「枯れた技術」を利用するか、また、単純ではあるがシステム運用者による習得・運用を行いやすい単純な技術を採用するか、最新・高度ではあるものの複雑で習得・運用が困難な技術を採用するかは、いずれもそれ自体が事業判断であり、行政機関によって措置が必要であるか否かを一義的に決められるべきものではない。また、事業者の規模および事業の性質上取り扱う個人データの種類や量等に応じて、個人の権利利益を保護するために適切な措置は異なるにもかかわらず、「必要な措置」を行政機関が事前に一義的に定義するのは困難であり、かつ、定義したとしても技術の進展とともに日常的な更新が要求されるため、定義の更新を行う行政機関にとってもその更新をフォローする事業者にとっても実際的でもない。こうした点を踏まえると、ある措置が「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」であるか否かについては、個人情報取扱事業者の判断が、第一義的には尊重されるべきと考える。

【該当箇所】

3-5-3-3 速報（規則第 6 条の 3 第 1 項関係）（51 頁～）

【意見】

- 1 速報の日数の目安である、個人情報取扱事業者が事態を知った後「概ね 3～5 日以内」（52 頁）の起算点について、事態を知った日は 1 日目としてカウントされないということを明記されたい。
- 2 「概ね 3～5 日以内」の算定に、土日祝日・年末年始等は含まれないという理解でよいか確認したい。

【理由】

「速報の報告期限の算定……に当たってはその時点を 1 日目とする」（55 頁）と記載されていることから、反対解釈により、速報においては「その時点を 1 日目」としない趣旨と解される。

また、「速報の報告期限……の算定に当たっては、土日・祝日も含める」（56 頁（※2））と記載されていることから、速報には「土日・祝日を含め」ない趣旨と解される。

そして、個人情報保護委員会への届出者となる各社の担当者の働き方改革の観点からも、3～5 日という短期間に土日祝日・年末年始を含めるのは酷であり、かつ、時間が限られるあまり拙速な報告がなされ

てしまう懸念がある。

なお、届出者の担当としては、IT、総務、法務、危機管理、事業部を含む多くの担当者がかかわる点にも留意されたい。

【該当箇所】

3-5-3-3 速報（規則第6条の3第1項関係）（51頁～）

【意見】

報告対象事態ごとの二次被害の具体例も明示されたい。

【理由】

二次被害内容の検討の漏れを防ぐために具体例が必要と考えるためである。

【該当箇所】

3-5-3-3 速報（規則第6条の3第1項関係）（51頁～）

【意見】

速報時点での報告内容は、当該時点で把握している内容で足りる（52頁～53頁）とのことだが、最低限このレベルまでの報告は必要といったものは特段なく、個人情報取扱事業者による合理的な判断に委ねられるとの理解でよいか確認したい。

【理由】

速報時点では、明らかになっている情報は限られる。その場合、速報として求められる情報の質・量のレベルをガイドラインで画一的に定めるならば、当該レベルを満たした報告内容であるかどうかを個人情報取扱事業者が事前に社内で吟味するのに時間をかける結果、速やかな報告を求める改正法の趣旨に反する事態が生じかねない。そこで、速報で要求される情報のレベルについては、第一義的には個人情報取扱事業者の合理的な判断に委ね、速報の内容に不足や不明点があると個人情報保護委員会が思料する場合は、個人情報保護委員会が当該個人情報取扱事業者に照会をし、続報を求めるというインタラクティブな運用にするのが实际的である。

【該当箇所】

3-5-3-4 確報（規則第6条の3第2項関係）（55頁～）

【意見】

確報時点ですべての事項の報告ができない場合、不足情報については判明次第、追完することによい（56頁）とのことだが、追完の時期については、個人情報取扱事業者による合理的な判断に委ねられるとの理解でよいか確認したい。

【理由】

当然速やかな報告は必要となると思われるが、期限がある場合はあらかじめ確認しておきたいためである。

【該当箇所】

3-5-3-4 確報（規則第6条の3第2項関係）（55頁～）

【意見】

確報時点で判明したものと考えていた情報に、追加・訂正が発生した場合、個人情報保護委員会への報告・本人への通知ともに必要となるという理解でよいか確認したい。

【理由】

複雑な案件の場合、確報後の追加・訂正も発生し得るとされるためである。

【該当箇所】

3-5-4-2 【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】（59頁）

【意見】

事例2)で、「本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく」とあるが、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがある場合とはどのような場合か確認したい。

【理由】

本人が権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがある場合は、ある程度限定的であると思われる、通知を行う必要があるとはいえない場合を理解する上で有用だと思われるためである。

【該当箇所】

3-5-4-3 【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】（60頁）

【意見】

事例2)で、「漏えい等が発生した個人データの項目が本人ごとに異なる場合」は、その関係する内容のみ本人に通知となっているが、本人ごとに異なるということは判明しているが、本人ごとに何が漏えい等したのかまでは不明という場合は、関係している可能性のある部分を包括的に通知することで足りるのか確認したい。

【理由】

本人ごとに漏えい情報を特定することが難しいことも想定されるためである。

【該当箇所】

3-5-4-5 通知の例外（62頁～）

【意見】

- 1 本人に関する連絡先を複数保有している場合（例：メールアドレス、電話番号、ファックス番号、住所）は、すべての連絡先に連絡せずとも、個人情報取扱事業者が選択したいいずれか任意の1つの連絡先に連絡して、本人に連絡がとれなければ、「本人への通知が困難である場合」に該当するとの理解でよいか確認したい。
- 2 漏えい等をした個人データにつき、本人に通知をする方法は、漏えい等をしたデータベースの単位で、個人情報取扱事業者が合理的に決定すればよいとの理解でよいか確認したい。
- 3 通知の方法として、住所への連絡を個人情報取扱事業者が合理的な根拠に基づき選択したものの、本人が転居をしていたときは、個人情報取扱事業者には転居先を突き止めることまでの義務がないことを確認したい。
- 4 【本人への通知が困難な場合に該当する事例】の事例2）（62頁）として、「連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合」を挙げているが、連絡不能な個人が含まれている場合は、一律代替措置をとることで問題ないか、それとも郵送・電子メール等での本人への通知+代替措置となるのか確認したい。

【理由】

- 1 たとえば、「メールアドレス、電話番号、ファックス番号、住所」を保有している個人データ1001人分の何らかの情報が漏えいした場合に、すべての連絡先に通知を試みなければ「本人への通知が困難である場合」に該当し得ないとすると、個人情報取扱事業者の負担が過剰になるためである。
- 2 また、本人1人ひとり個別に異なる連絡方法をとることは個人情報取扱事業者にとって多大な労力を要することになる。そのため、漏えいしたデータベースの単位で、保有しているメールアドレス、電話番号、住所、ファックス番号のうち、個人情報取扱事業者が合理的に決定したいいずれかの方法により連絡をすれば足り、当該方法で連絡がつかない場合には、それをもって「本人への通知が困難である場合」に該当すると判断してよいと考えるためである。
- 3 本人が転居をして連絡がつかない場合、転居先を突き止めることは、事業者にとって過度な負担となるためである。
- 4 連絡不能な連絡先が含まれていることはよくあり得ることと思われるため、その場合何をすれば足りるのか不明確なためである。

【該当箇所】

3-7-2-1 「個人データとして取得する」について（93頁）

【意見】

「提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう『個人データとして取得す

る』場合には直ちに該当しない」とのことであるが、提供先の第三者が保有する個人データと紐づけて利用するものの、紐づける個人データが、それ単体では個人を識別することができるものではなく、容易照合性の観点から個人データとなっている情報（例：IDのみで管理されている情報）である場合にも、「個人データとして取得する」場合に該当しないとの理解でよいか確認したい。

【理由】

仮に、上記のケースが、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得する場合に該当するとなると、事業者が保有する個人関連情報を広告配信プラットフォームに開示し、広告配信プラットフォームにおいて当該個人関連情報と広告配信プラットフォームが保有する個人データ（容易照合性の観点から個人データとなっているものの、それ単体では個人を識別することができないもの）を組み合わせて広告の拡張配信を行うようなケースや、受け手側として、事業者が保有する氏名等と紐づけることを予定せずに第三者から取得した個人関連情報を取得し、自社のデータベース内に格納するケースにも、個人関連情報の規制がかかることとなってしまうためである。

【該当箇所】

3-7-2-1 「個人データとして取得する」について（93頁）

【意見】

「提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう『個人データとして取得する』場合には直ちに該当しない」という点について、提供先の第三者が個人データと紐づけて利用する場合が「個人データとして取得する」に該当する場合、事業者が行う広告配信プラットフォームを利用した広告の拡張配信には個人関連情報の規制がかかることになる。

これとの対比で、上記の例で事業者から広告配信プラットフォームに提供する情報が個人データであった場合、個人情報保護法 23 条 5 項 1 号の個人データの取扱いの委託と整理することはできず、第三者提供の同意（同条 1 項柱書）が必要となるか明確にされたい（いわゆる「混ぜるな危険」問題）。

なお、本事例は、事業者から広告配信プラットフォームに提供された情報は、事業者から委託をした広告の拡張配信の目的にのみ利用され、広告配信プラットフォームに情報の処分権を付与しないケースを想定している。

【理由】

いわゆる「混ぜるな危険」問題については、個人情報保護委員会の見解が明らかでなく、実務上大変な混乱が生じている。個人情報保護法分野で著名な弁護士の間でも見解に相違があり、広告実務やその他のデータの利活用に支障をきたしているためである

【該当箇所】

3-7-3-1 本人の同意（96 頁）、3-7-3-2 同意を取得する主体（96 頁～）

【意見】

本人が予想できる範囲における包括的な同意取得方法について、具体的に明示されたい。

たとえば、提供元を特定の個社名で限定することなく、A 社の利用規約等において、「アプリ提供事業者（提供元）から、個人データとしてスマートフォンのログ（個人関連情報）を取得し、ユーザー行動分析に利用（利用目的）する場合があります」といった記載内容で本人の同意を取得した場合に、A 社が不特定多数のアプリ提供事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが可能か確認したい。

【理由】

一定程度包括的な同意の取得を認めないと、つど規約等を変更し本人から同意を再度取得することとなり、実務上の負担が相当程度大きくなる。その結果、情報の流通が阻害される可能性が大きくなるので、本人がある程度認識できる方法で包括同意を得られる方法を具体的に明示し、各事業者が過度に委縮し、情報の提供、取得を必要以上に躊躇することになることを避けるべきであるためである。

【該当箇所】

3-8-1(1)① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（138 頁）

【意見】

ウェブ上でホームページを開設している個人情報取扱事業者が、当該ホームページのトップページから数クリック程度で到達できるページにおいて、「個人情報取扱事業者の住所」および「法人代表者の氏名」を公表している場合には、当該公表をもって個人情報保護法 27 条 1 項 1 号を遵守しているといえることを確認したい。

【理由】

ウェブ上でホームページを開設している個人情報取扱事業者は、トップページから数クリック程度のページに、会社概要として「個人情報取扱事業者の住所」および「法人の代表者の氏名」を公表しているのが一般的である。この場合に、さらにホームページ上のプライバシーポリシーのページに、「個人情報取扱事業者の住所」および「法人の代表者の氏名」を記載することは、内容の重複になり、見る側にはわかりづらい。また、当該情報が変更となった場合、個人情報取扱事業者は、変更のつどプライバシーポリシーの記載を修正しなければならず、個人情報取扱事業者にとって負担となる上に修正漏れ等が生じるおそれもある。そのため、ホームページから数クリック程度で当該情報にアクセスできる状態であれば、プライバシーポリシー上に重複して記載することを要せず、当該記載をもって、個人情報保護法 27 条 1 項 1 号を遵守したことになるかと考えるためである。

【該当箇所】

3-8-1(1) 【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】(140 頁～)

【意見】

- 1 「(外的環境の把握)」の事例として、「個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」(141 頁)とあるが、この記載はあくまで事例であり、146 頁(※8)の注記にあるような、「外国の名称」や「外国の制度」についての公表が法的義務になるものではないという理解でよいか確認したい。
- 2 仮に事例に記載されている事項の公表が法的義務である場合、「(外的環境の把握)」の事例として、「個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」(141 頁)とあり、また、146 頁(※8)の注記において、「外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい」とあるが、公表の義務があるのは国名のみであるとの理解でよいか確認したい。
- 3 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、台湾に個人データを保管しているときには、「中華人民共和国」「台湾」「中華民国」「中華人民共和国 台湾省」のいずれの公表方法を選択するかは、個人情報取扱事業者が合理的に判断して決定してよいとの理解でよいか確認したい。
- 4 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、ある日本法人が、海外に支店(A 国)、駐在員事務所(B 国)、データセンタ(C 国)を有しており、それらにおいて日本の個人情報保護法が適用される「個人データ」を保管しているときには、「所在国(A 国、B 国、C 国)」を明示すれば、公表義務を果たしたことになるとの理解でよいか確認したい。
- 5 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、ある日本法人 X 社が、海外に子会社(D 国)を有しており、日本から当該子会社に日本の個人情報保護法が適用される「個人データ」を提供しているときには、「所在国(D 国)」を明示すれば、X 社は個人情報保護法 27 条 1 項に基づく「外的環境」についての公表義務を果たしたことになるとの理解でよいか確認したい。
- 6 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、ある日本法人 X 社が、海外(E 国)に所在する業務委託先に対し、日本の個人情報保護法が適用される「個人データ」を提供しているときには、X 社は「所在国(E 国)」を明示すれば、個人情報保護法 27 条 1 項に基づく「外的環境」についての公表義務を果たしたことになるとの理解でよいか確認したい。
- 7 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、日本が充分性認定をしている EU や英国に関しては、個人情報保護・プライバシーの観点から適切な環境であると日本国政府が判断している以上、「外的環境」として EU および英国については公表しなくてよいとの理解でよいか確認したい。
- 8 上記 7 について、仮に EU も「外的環境」として公表する義務がある場合、個々の EU 加盟国を個々に特定して公表せず、「EU」とのみ公表すれば、公表義務を果たしたことになるとの理解でよい

か確認したい。

【理由】

改正案では、日本法人が海外に支店・駐在事務所・データセンタを有している場合に、当該国・地域の制度について詳細に把握して、公表が必要になるようにも読み得る。しかしながら、昨今、同一法人内において個人データを保管する先の所在国や法制度は多岐にわたっており、また、対象の個人データごとに当該個人データの取扱いの外的環境が異なることも多いため、141 頁の「(外的環境の把握)」の事例および 146 頁の注記(※8)の表現では、公表義務と(法的義務ではない)推奨事項の線引きがあいまいであり、個人データごとに「外的環境」をかき分けることは事業者にとって過度な負担となるためである。

また、海外の法人に対して個人データを提供している場合に、個人情報保護法 27 条 1 項に基づき、「外的環境」の公表を求められる場合および公表の義務がある事項が改正案上不明である。

加えて、外的環境についてのみ詳細な記載を求めることは偏った情報を本人に伝えることにもなる上、事業者の負担も増える。そこで、公表すべき内容の粒度を「(基本方針の策定)～(技術的安全管理措置)」までの項目の記載と「(外的環境の把握)」の粒度を揃えるべきである。以上の観点からも、公表を義務するのはあくまで、国名のみとするべきと考える。

【該当箇所】

3-8-2 【当該方法による開示が困難である場合の事例】(151 頁～)

【意見】

「事例 1) 本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合」(152 頁)を前提として、個別の開示請求に応じる前の段階で、個人情報取扱事業者が開示請求に応じることができるようにするために大規模なシステムをあらかじめ改修する義務を負うものではないとの理解でよいか確認したい。

【理由】

当該事例の前提として、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために大規模なシステムを改修する義務を負うものではないと理解しているが、この点が改正案上明らかではないためである。

【該当箇所】

3-8-5-1(3)② 当該本人が識別される保有個人データに係る法第 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が生じた場合(168 頁)、3-8-5-2【本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】の事例 2)(173 頁)

【意見】

(i)「法第 22 条の 2 第 1 項本文に規定する事態」、(ii)「法第 22 条の 2 第 1 項本文に定める漏えい等

事案」、および、(iii)「個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等」は、改正案 3-5-3-1 で定義されている「報告対象事態」(46 頁～)と同じ意味との理解でよいか確認したい。同じ意味なのであれば、(i)および(ii)を、「報告対象事態」に変更されたい。

【理由】

同一の文書の中において異なる表現方法を使う場合は、意味が異なると解釈するのが通例である。しかし、文脈上、上記(i)ないし(iii)のいずれも、「報告対象事態」と同じ意味のように読めるため、念のため、その点について確認を求める次第である。

【該当箇所】

3-8-5-1(3)③ 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 (168 頁～)

【意見】

- 1 いわゆるクレーマー情報については、事業者として保有しておく必要があり、本人による利用停止等請求の対象外であることを明記されたい。
- 2 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】(170 頁)に、「過去に不当なクレーム等で個人情報取扱事業者の業務を妨害したことあることがある者が利用停止等を請求する場合」等を追記されたい。

【理由】

個人情報取扱事業者が社内で作成するクレーマー情報は、従業員を不当なクレームから守るための重要なツールであり、データとして保管する必要がある。そこで、当該情報は、保有個人データに該当しないか、あるいは該当したとしても利用停止等請求の対象外とすべきであるためである。

【該当箇所】

3-8-5-2 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度 (172 頁)

【意見】

「3-8-5-1 (利用停止等の要件) の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合、個人情報取扱事業者は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない」とあるが、仮に本人が権利利益の侵害があるにもかかわらずサービスの継続を希望した場合においても、個人情報取扱事業者は利用停止等の措置を講じなければならないかを明確にされたい。

【理由】

実情において、仮に個人情報の漏えい等があり本人に権利利益が生じたことが明確であっても、個人によってはサービスの利用の継続を希望する場合があります。その場合であっても、個人情報取扱事業者はサービス利用者である当該個人の意思に反して利用停止等の措置を講じなければならないのかを把握し

たいためである。

【該当箇所】

3-8-5-2 【本人からの権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】
の事例2) (173頁)

【意見】

本人との契約が継続しているため、「利用停止等が困難」である場合がどういう場合なのかを具体的に説明されたい。

【理由】

重大な漏えい等が発生したことを受け、利用停止等を本人が求めているにもかかわらず、個人情報取扱事業者が再発防止策を講じる限り、利用停止等に応じなくてよい場合が事例2)であり、具体的には、「本人との契約が継続しているため、利用停止等が困難である」場合がかかる場合に該当するとされている。しかし、重大な漏えい等が生じているにもかかわらず、利用停止等に応じなくてもよいとされる「本人との契約が継続しているため、利用停止等が困難である」が、具体的にいかなる契約類型に基づくどのような商品または役務の提供を想定しているのかが不明確なためである。